

S県K地域における母子世帯の現状

堤 圭史郎

要約 S県K地域の総合実態調査データ（2007年）から母子世帯の生活状況を概観した上で、母子世帯内部の階層分化について検討した。結果、母子世帯の母親の一般世帯より高い非正規雇用比率、収入の低位性等が確認されたが、収入や雇用形態に学歴による有意差は認められなかった。最後にこの調査結果を批判的に検討し、今後求められる母子世帯調査の視座について議論している。

1 課題の設定

① 目的

本稿は、S県K地域（近畿地方にあるA市・B市。人口約15万人）で2007年に行われた総合実態調査データをもとに、主に母親の就業と所得に着目し、K地域の母子世帯の生活状況について明らかにするものである。それにあたり、二つの目的を設定する。

第一に、母子世帯の現状について、K地域全体を母集団とする「一般世帯」との比較を通して明らかにする。

第二に、母子世帯内部の状況について、母親の学歴に着目し、その階層分化の状況について検討する。「母子世帯」と一括りに言っても、そこには家族構成の異なる様々な世帯が含まれており、また母親の就業状態や世帯の収入源にも違いが見られる。したがって、母子世帯内部においても、そのおかれた状況の深刻さや問題性が異なることが予想される。例えば藤原千沙は、母親本人の学歴階層に着目し、生活保護制度および児童扶養手当を利用している層における、母親が相対的に低学歴である特徴について指摘している（藤原（2007））。

本稿もそれにならい、母親の学歴階層に着目し、学歴の違いによって、母子世帯内部にどのような違いが見られるのか／見られないのかについて探索的な検討を行う。もって、母子世帯内部のより困難な状況にある世帯の統計的把握を目指す。

最後に、これらの検討を通して得られた知見と課題をもとに、今後求められる母子世帯調査の視点について提案する。

なお、本調査における母子世帯は、「18歳未満の子のある、配偶者のいない女性を含む世帯」を指す。したがって、当該女性の父母などと同居している人も含まれることに注意されたい。現に配偶者のいない65歳未満の女性とその子のみで構成している世帯を「母子のみ世帯」、上記に加え母親の親や兄弟姉妹等も同居している世帯を「同居母子世帯」と呼ぶことにする。また、本稿において「母親」とは、「18歳未満の子のある、配偶者のいない女性」、「子ども」は「18歳未満の子のある、配偶者のいない女性の子ども」のことを指す。

② 調査の概要

K地域総合実態調査は、地域内の生活・福祉・教育・就労面における実態と、とりわけ「社

会的弱者」とされる方々の現状を把握することを通して、人権を尊重する、すべての人が安心して安全に暮らせる社会作りのための課題を明らかにし、具体的方策を策定することを目的に実施された⁽¹⁾。本稿の分析には、母子世帯を対象に実施した調査データと一般世帯調査データを用いる。以下、それぞれの調査概要を述べる。

1) 母子世帯データ

母子世帯調査では、A市とB市で異なる調査方法をとった。A市では福祉医療受給者570名、および母子世帯等就業・自立支援センター加入者30名の各世帯を対象に調査を行った。570世帯については郵送法で行い、2007年5月15日に発送し、同6月21日に回収作業を完了した。B市では「18歳未満の子のある、配偶者のいない女性を含む」363世帯を対象にした悉皆調査を実施した。結果、未到達票4票を除く959世帯のうち有効回答は337票、有効回答率は35.1%であった。

本調査データの傾向をより明確に捉えるために、厳密には母子世帯の定義が異なるが⁽²⁾、適宜厚生労働省「平成18年度全国母子世帯等調査」(以下「全国調査」)、日本労働研究機構(JIL)「母子世帯の母への就業支援に関する研究」(2001年実施。以下「JIL調査」)の調査結果を比較データとして用いる。

母子世帯データにおける基本属性は以下のと

おりである。母親の年齢は20～68歳で構成される。30歳代が145人(43.0%)、40歳代が116人(34.4%)であり、全国調査より30歳代の割合が高く、40歳代の割合が低い構成となっている(表1)。

世帯構成は母子世帯337世帯のうち「母子のみ世帯」が210世帯(62.3%)、「同居母子世帯」が126世帯(37.4%)、世帯構成が不明な世帯が1世帯である。

住居形態は、「持ち家」が179世帯(53.1%)と最も多く、「民営の賃貸住宅」が83世帯(24.6%)と続く。一般世帯と比較して「持ち家」の割合が約40ポイント低く、「民営の賃貸住宅」が約20ポイント、「間借り」が8ポイント程度高い(表2)。

世帯構成別に見ると、「持ち家」の割合は同居母子世帯で77.8%であるのに対し、母子のみ

表1 母親の年齢

	母子世帯の 母親		全国調査 (平成18年度)
	人数	%	%
20歳未満	—	—	0.1
20歳代	31	9.2	10.5
30歳代	145	43.0	38.8
40歳代	116	34.4	40.9
50歳代	10	3.0	8.6
60歳以上	—	—	0.3
無回答	34	10.1	0.8
合計	337	100.0	100.0

表2 住居形態

	母子世帯全体		母子のみ世帯		同居母子世帯		K地域	
	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%
持ち家	179	53.1	81	38.6	98	77.8	2,132	90.0
民営の賃貸住宅	83	24.6	73	34.8	10	7.9	138	5.8
県・市営の賃貸住宅	26	7.7	24	11.4	2	1.6	17	0.7
公団・公社などの賃貸住宅	5	1.5	4	1.9	1	0.8	4	0.2
社宅・公務員住宅などの給与住宅	1	0.3	—	—	1	0.8	36	1.5
間借り	29	8.6	20	9.5	9	7.1	6	0.3
その他	9	2.7	5	2.4	4	3.2	31	1.3
無回答・不明	5	1.5	3	1.4	1	0.8	5	0.2
合計	337	100.0	210	100.0	126	100.0	2,369	100.0

世帯では38.6%に留まっている。母子のみ世帯では同居母子世帯よりも「民営の賃貸住宅」(34.8%)、「県・市営の賃貸住宅」(11.4%)の割合が高い。

住居形態はその世帯の経済状況にある程度反映していると考えられる。しかし、本調査の自由回答欄には、親族と同居していても生計は全く別だという事情や、借金等の都合でやむを得なく同居しているという事情が、何人もの母親により記されていた(A市・B市(2007))。親族との同居が必ずしも、世帯の経済状況や、母親の日常生活の安定性に結びつくわけではない。ここでは、母子世帯内部の状況把握において、世帯類型の違いにも目を配ることの重要性について確認しておく。

2) 一般世帯データ

K地域に居住している世帯を母集団とし、無作為に5,000世帯(A市3,150世帯、B市1,850世帯)を抽出した。郵送法で行い、2007年4月27日に発送し、同5月31日に回収作業を完了した。未到達票を除いた4,970票のうち、有効回答は2,369票、有効回収率は47.7%であった。

就業状態については、母子世帯調査の母親とほぼ同世代にあたる25～54歳の女性だけを取り出し集計し、比較を行う。

表3 母子世帯になった年齢

	全体	
	人数	%
15～20歳未満	2	0.6
20～25歳未満	25	7.4
25～30歳未満	70	20.8
30～35歳未満	113	33.5
35～40歳未満	62	18.4
40～45歳未満	44	13.1
45～50歳未満	16	4.7
50～55歳未満	2	0.6
55～60歳未満	1	0.3
無回答・不明	2	0.6
合計	337	100.0

2 母子世帯総体としての困難 — 「一般世帯」との比較

① 母親の就業状況

ここでは母子世帯の母親の就業状況について見る。まず、母親が母子世帯になった前後の状況について確認しておく。母子世帯になった年齢について見ると(表3)、「30～35歳未満」が33.5%と最も多い。30歳代で母子家庭となったケースが51.9%を占め、20歳代が28.2%、40歳代が17.8%となっている。平均すると33.1歳であり、「全国調査」の33.5歳とほぼ同じであった。全体では30代前半を頂点とする山型に分布していることがわかる。

母子世帯になる前後での、雇用形態の違いについて見ると(図1)、母子世帯になる前は「パート・アルバイト」が最も多く(39.0%)、次いで「仕事はしていなかった」(28.0%)、「正社員」(20.8%)と続いている。しかし、母子世帯になった後(現在)について見ると、「パート・アルバイト」が最も多いものの、なる前よりも若干割合が減少している。そして「仕事はしていなかった」の割合が10.8%と約17ポイント減少していることがわかる。代わって増えているのが「正社員」(32.1%)、「派遣社員」(6.9%)「契約社員・嘱託社員」(8.5%)である。

図1 母子世帯になる前の仕事と現在の仕事(雇用形態)

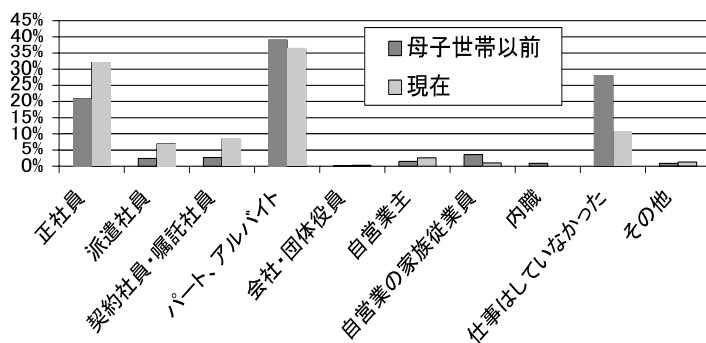


表4 母子世帯になる前の仕事と現在の仕事（クロス集計、行%）

		正社員	派遣社員	契約社員・嘱託社員	パート、アルバイト	会社・団体役員	自営業主	自営業の家族従業員	内職	仕事はしていないかった	その他	合計(人)
母子世帯前の仕事	正社員	64.6	1.5	12.3	13.8	-	1.5	-	-	4.6	1.5	65
	派遣社員	28.6	14.3	28.6	28.6	-	-	-	-	-	-	7
	契約社員・嘱託社員	11.1	11.1	44.4	22.2	-	-	-	-	-	11.1	9
	パート、アルバイト	25.2	10.1	4.2	52.1	-	0.8	-	0.8	5.9	0.8	119
	会社・団体役員	-	-	-	-	100	-	-	-	-	-	1
	自営業主	50	-	-	-	-	25	-	-	25	-	4
	自営業の家族従業員	18.2	-	18.2	9.1	-	18.2	18.2	-	18.2	-	11
	内職	-	-	33.3	66.7	-	-	-	-	-	-	3
	仕事はしていないかった	21	6.2	4.9	39.5	-	3.7	-	-	23.5	1.2	81
その他	66.7	-	-	33.3	-	-	-	-	-	-	3	
合計 (%)		32.3	6.6	8.6	36.6	0.3	2.6	0.7	0.3	10.6	1.3	303

表5 労働力状態

労働力人口	母子世帯					K地域 (25-54歳)	
	総数			母子のみ	同居母子	男性	女性
	人数	%	有効%	有効%	有効%	有効%	有効%
労働力人口	289	85.8	93.8	95.3	90.8	97.6	82.4
就業者	278	82.5	90.3	91.7	88.1	95.6	77.8
主として仕事	226	67.1	73.4	75.5	69.7	92	52.2
家事のかたわら仕事	36	10.7	11.7	12.5	11	0.4	22.2
通学のかたわら仕事	1	0.3	0.3	-	0.9	0.1	0.1
休業者	7	2.1	2.3	2.1	2.8	1	2.3
無回答・不明	8	2.4	2.6	1.6	3.7	2	1.1
完全失業者	11	3.3	3.6	3.6	2.8	2	4.5
非労働力人口	19	5.6	6.2	4.7	9.2	2.4	17.6
有効回答者数	308	91.4	100.0	192	109	1,367	1,387
無回答	29	8.6					
合計	337	100.0					

派遣社員、契約社員・嘱託社員の増加は、これらの雇用形態の全体社会における拡がりを反映しているものと思われるが、表4を見ると、母親の雇用形態は全体として非正規雇用から正規へ、パート・アルバイトから派遣・契約へと雇用形態が移行していることがわかる。

結果、現在の母親の労働力状態は同世代女性と比べてかなり高い水準となっている。表5を見ると、母親の労働力人口の割合は93.8%、非労働力人口は6.2%である。同世代女性の労働力人口の割合（82.4%）に比べ、約11ポイント高くなっている。母子世帯の母親の大多数は就

業していることがわかる。また労働力人口の中身を見ると、就業者が90.3%を占めており、一般女性（77.8%）より約12ポイント高くなっている。世帯構成別に見ると、母子のみ世帯では労働力化率は95.3%に達しており、同居母子世帯の90.8%に比べ、約5ポイント高くなっている。

母親の労働は、前夫との離婚・死別以前の補助的なものから、世帯の主たる家計を担うものへと変わっていった。それは就業時間の長さにもあらわれている（図2）。母子世帯の母親の週平均就業時間は37.0時間であり、同世代女性

図2 就業時間

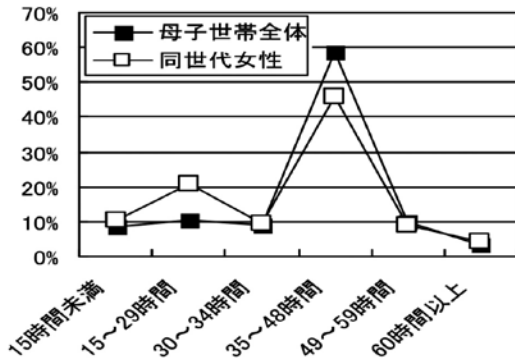


図3 雇用形態

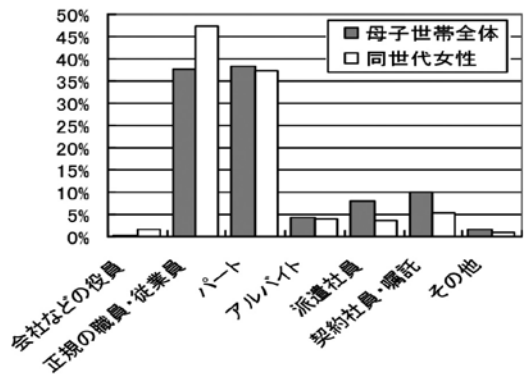


図4 雇用形態 (世帯構成別)

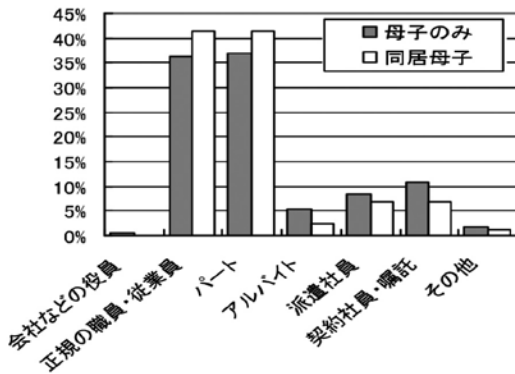
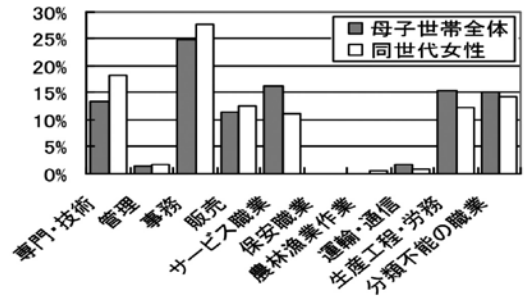


図5 主な仕事：職業分類



(34.6時間)よりも2.4時間長い。就業時間毎に見ると、「15～29時間」が10.6%と、同世代女性(20.9%)より約10ポイント低いのにに対して、「35～48時間」においては58.5%と同世代女性(45.8%)より約13ポイント高いことがわかる。就業時間は同世代女性よりもやや長い傾向にあり、それも多くはフルタイム労働に従事していることがわかる。

しかしその雇用形態について見ると(図3)^③、母子世帯の母親の正規社員比率は37.5%と一般女性に比べ約10ポイント低く、同世代女性よりも非正規雇用比率(とりわけ派遣社員、契約社員)が高いことがわかる。後でふれる母親の学歴階層の状況や、家事や子育てと仕事を両立させるため、比較的柔軟な働き方を求めざるを得ない母子世帯の母親の立場を反映しているものと思われる。

また、世帯構成毎に見ると(図4)、正規社

員比率が母子のみ世帯より同居母子世帯の方が5ポイント程高いことがわかる。同居する親族による家事や子育てなど何らかの支援が背景にあることが予想されるが、一方でそのような支援を受けることが難しい母子のみ世帯の母親において、非正規労働に従事する割合が高いことは、留意する必要がある。

それでは、彼女たちはどのような仕事に就いているのか。図5は従事する職業に就いて示している。最も多いのは「事務従事者」(24.8%)ではあるものの、同世代女性に比べ、非正規雇用労働の多い「サービス職業従事者」(16.3%)「生産工程・労務作業」(15.6%)の割合が高いことがわかる。一方で、比較的常勤職が多い「専門的・技術的職業従事者」(13.3%)の割合が低いことがわかる。

世帯構成毎に見ると(図6)、母子のみ世帯で「事務従事者」「サービス職業従事者」の割

図6 職業分類（世帯構成別）

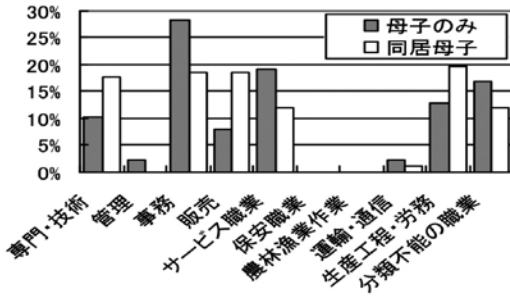


図7 母親の就業による年間収入

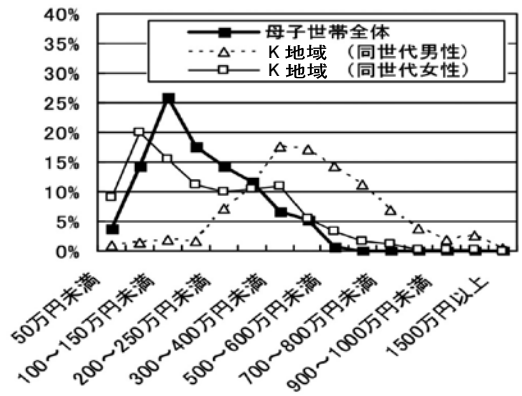


図8 母親の就業による年間収入（世帯構成別）

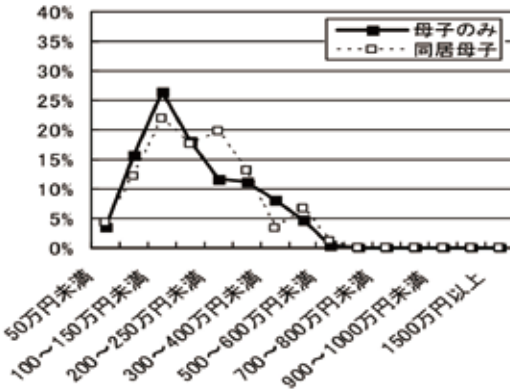
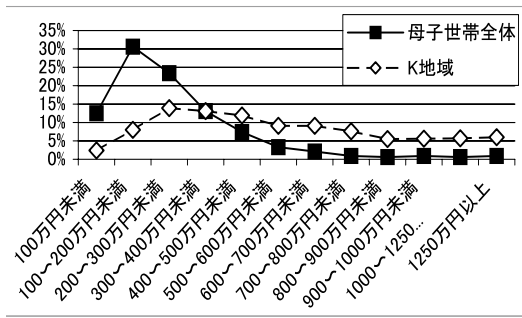


図9 世帯収入



合が高く、同居母子世帯で「専門的・技術的職業従事者」「販売従事者」「生産工程・労務作業者」の割合が高いことがわかる。

②収入

ここまで母親の就業状況について見てきたが、次にこれらの仕事から得られる収入について見る。

母子世帯の母親の平均年間就労収入⁽⁴⁾は190.9万円（母子のみ世帯189.5万円、同居母子世帯193.5万円）であり、同世代女性の216.2万円に比べると、25万円程度低い。図7は就業者278人に、「仕事からの過去1年間の収入」についてたずねた結果である。「100~150万円未満」（25.8%）をピークとする山型の分布となっている。年収300万円未満が9割近くを占め、「300~400万円未満」は6.7%、「400~500万円未満」5.2%、「500~600万円未満」0.7%、600万円以

上はいない。同世代女性に比べ分布のピークが高くなっており、高収入層の厚みが薄いことがわかる。世帯構成別に見ると（図8）、ともに低位に偏っているものの、同居母子世帯において「200~250万円」に第2のピークが確認できる。

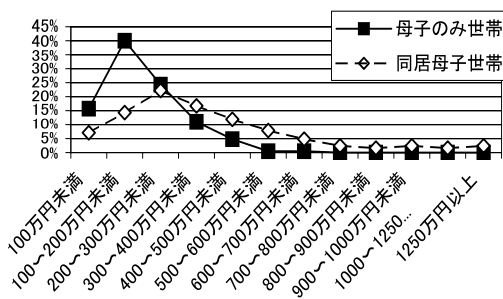
世帯収入について見ると（図9）、「100~200万円未満」が30.6%と最も割合が高く、続いて「200~300万円未満」が23.4%である。ワーキング・プアをめぐる議論でしばしば目安とされる200万円未満の世帯が43.1%を占めており、一般世帯の世帯収入と比較して著しく低位に偏っていることがわかる。母子世帯の世帯収入の平均値は269.6万円であり、一般世帯（564.0万円）の半分弱の低収入となっている。

世帯構成別に見ると（図10）、母子のみ世帯では「100~200万円未満」が40.0%と、200万円未満で過半数を占めている。世帯収入の平均

表6 世帯の収入源（複数回答）

	母子世帯全体		母子のみ世帯		同居母子世帯		K地域	
	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%
給料(母親以外の世帯員給料を含む)	313	92.9	193	91.9	119	94.4	1,759	74.3
元配偶者からの養育費	53	15.7	33	15.7	20	15.9	4	0.2
農林業収入	2	0.6	—	—	2	1.6	180	7.6
農林業以外の事業収入	7	2.1	5	2.4	2	1.6	231	9.8
内職	3	0.9	1	0.5	2	1.6	37	1.6
年金・恩給	62	18.4	23	11.0	39	31.0	1,279	54.0
同居していない親や親族からの援助	14	4.2	12	5.7	2	1.6	26	1.1
家賃・地代収入	5	1.5	2	1.0	3	2.4	99	4.2
利子・配当金	4	1.2	2	1.0	2	1.6	73	3.1
生活保護費	5	1.5	5	2.4	—	—	4	0.2
児童扶養手当	211	62.6	146	69.5	64	50.8	89	3.8
その他	13	3.9	6	2.9	7	5.6	53	2.2
無回答・不明	—	—	—	—	—	—	2	0.1
回答世帯総数	337	100.0	210	100.0	126	100.0	2,369	100.0

図10 世帯収入（世帯構成別）



値は母子のみ世帯で200.7万円、同居母子世帯で387.1万円であり、母子世帯が総体として厳しい生計にある中で、母子のみ世帯がより厳しい状況に置かれていることがわかる。

また、収入源について見ると(表6)、「給与」が最も多く(92.9%)、次いで「児童扶養手当」(62.6%)となっている。「元配偶者からの養育費」を受けているのは15.7%にすぎない。

そして一般世帯と比較して、「生活保護」の割合も高いことがわかる。しかし、全国調査における母子世帯の生活保護率は9.6%であり、本調査(1.5%)はそれよりかなり低い水準となっている。

世帯構成別に見ると、母子のみ世帯では「児童扶養手当」の割合が高く、同居母子世帯では「年金・恩給」の割合が高いことがわかる。

③子どもの進路への影響

このような相対的に厳しい経済状況は、子どもへの教育費、子どもの進学期待へも影響している。

母子世帯において教育費をほとんどかけられていない子ども⁽⁵⁾の割合は43.3%と、一般世帯(21.4%)に比べ極めて高い。また、子ども1人あたりの月間教育費⁽⁶⁾は一般世帯の子どもの3分の2程度に留まっている(図11)。

子どもへの進学期待について見ると(表7)、一般世帯に比べ、「高等学校まで進学させたい」「短期大学または専門学校まで進学させたい」の割合が高く、「大学まで進学させたい」の割合が低いことがわかる。

そのような家庭の経済状況と進学期待のありようは、子どもの学歴にも影響すると思われる。実際に学校を卒業した子どもの学歴について見ると、初等教育程度、中等教育程度の人数が多くなることがわかる(表8)。学校を卒業した子

もは就職や結婚等によって世帯を離れることも予想される。そのような人々を本調査は対象としていないため、一概には言い難いが、少なくとも母子世帯の子どもの低学歴に偏った学歴達成が懸念される調査結果だと言える。

3 母子世帯内部の状況

① 母親の学歴

ここまでK地域一般世帯との比較から母子世帯全体にみられる困難な状況について確認した。しかしながら、母子世帯の母親がおかれた社会・経済的背景は多様であり、母子世帯への社会政策的対応においてもその実態に即した支

援の内容が求められる。そうした母子家庭内部の実態の違いについて、いくつかの先行研究は母親学歴の検討から、その困難のあらわれ方の違いについて説明している（藤原（2007）；岩田（2001）（2004）など）。母子世帯支援の内容を構想する際には、母子世帯（の母親）が陥りがちな困難な状況が、その「階層差に対する配慮」（藤原（2007）：19）のもと捉えられる必要があるだろう。

以下の分析では、母親の学歴を指標に、母子世帯の所得状況に違いが見られるかについて捉えてみたい。

表9は母親の学歴について示している。一般世帯女性に比べ、低学歴に偏った構成になっており⁽⁷⁾、図12を見ると若年層においてその傾向

図11 子ども1人あたりの教育費の平均値(円)

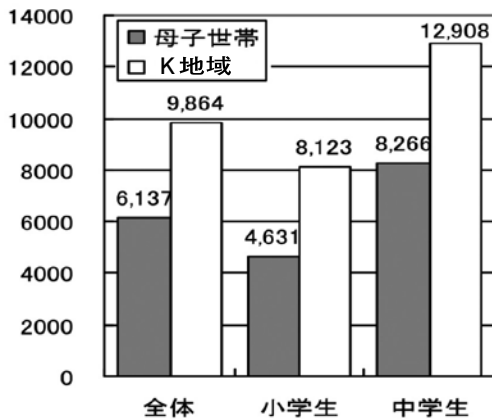


表8 子どもの学歴

	母子世帯 の子ども 人数	%	K地域 (同世代) %
初等教育程度	12	27.3	3.5
中等教育程度	20	45.5	30.1
高等教育程度(短大・高専)	4	9.1	22.6
高等教育程度(大学・大学院)	1	2.3	24.1
その他	4	9.1	7.2
無回答・不明	3	6.8	12.4
合計	44	100	100

注) 母子世帯の子どもは最後の学校を出た者。年齢は16歳～25歳。

表7 母親が考える、中学卒業後の子どもの進路

	全体		母子世帯				K地域		
	人数	%	小学生 人数	%	中学生 人数	%	小学生 人数	%	中学生 人数
高等学校まで進学させたい	121	37.9	67	35.1	52	44.8	19.4	19.2	20.8
短期大学または専門学校まで進学させたい	59	18.5	37	19.4	21	18.1	11.6	13.1	8.0
大学まで進学させたい	95	29.8	55	28.8	35	30.2	45.2	40.3	55.7
中学卒業後、就職させたい	-	-	-	-	-	-	0.6	0.7	0.5
まだ考えていない	39	12.2	29	15.2	6	5.2	17.4	21.1	9.4
無回答・不明	5	1.6	3	1.6	2	1.7	5.8	5.6	5.7
合計	319	100.0	191	100.0	116	100.0	100.0	100.0	100.0

が顕著であることがわかる。

② 学歴と世帯収入・所得

それでは、母親の学歴と世帯収入・給与収入との関係はいかなるものか。学歴と母親の平均年収、世帯収入額について分散分析を行った。結果、初等教育程度と中等教育程度との間で、収入に大きな差が認められるものの、統計的な有意差は認められなかった(表10、11)。また、雇用形態等との関係についても学歴による差は見られなかった(表は割愛)。

学歴と収入、雇用形態との相関関係が、母子世帯において見られなかったのはなぜだろうか。まず考えられるのは、言わば「母子世帯効果」とでも言うべき、「女性であること」「ひとり親であること」等に関わる社会的圧力・障壁である。「母子世帯効果」が学歴差を圧縮し、

その生活水準を平準的に低位に押しとどめていることが考えられる。

もう一つの要因として考えられるのは、本調査におけるサンプルの偏りである。「平成18年度全国母子世帯等調査」(以下、全国調査)を参照すると、K地域における調査結果は全国調査に比べれば相対的に安定した状況であることもわかる。例えば、全国調査における母子世帯の平均世帯収入は213万円、母子世帯の母親の就労による平均収入は171万円であり、本調査の結果(それぞれ269.6万円、190.9万円)はそれよりも高い。先にふれたように本調査対象者における生活保護率は全国調査に比べ低水準であった⁽⁸⁾。本調査の有効回答率が35.1%であったことに鑑みても、本調査の回答者が相対的に所得階層の高い層に偏った構成になっていることが、要因として考えられる。

表9 母親の学歴

	母子世帯		母子のみ世帯		同居母子世帯		K地域同世代女性	
	人数	%	人数	%	人数	%		%
初等教育程度	20	6.0	15	7.1	5	4.1		1.4
中等教育程度	143	42.9	83	39.5	59	48.4		35.5
高等教育程度(短大・高専)	84	25.2	58	27.6	26	21.3		31.8
高等教育程度(大学・大学院)	16	4.8	12	5.7	4	3.3		14.9
その他	26	7.8	16	7.6	10	8.2		4.6
無回答・不明	44	13.2	26	12.4	18	14.8		11.9
合計	333	100.0	210	100.0	122	100.0		100.0

図12 年齢別、母親の学歴

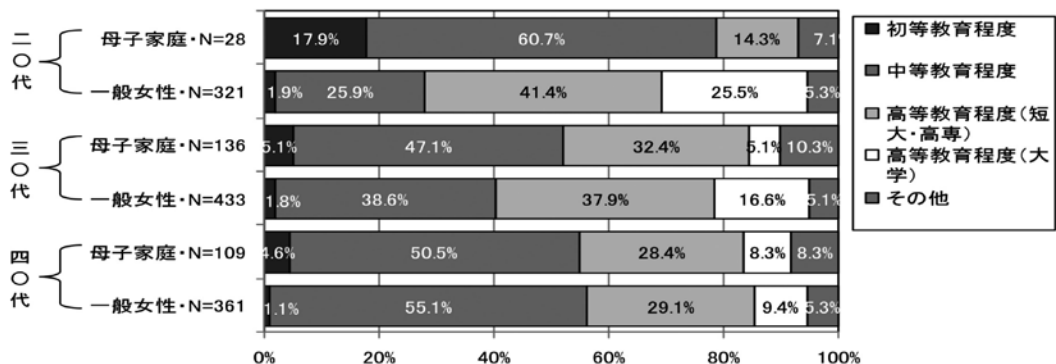


表10 学歴別、母親の平均年収

	母子世帯		母子のみ世帯		同居母子世帯	
	人数	平均値	人数	平均値	人数	平均値
初等教育程度	14	146.4	11	156.8	3	108.3
中等教育程度	122	185.9	72	186.5	50	185.0
高等教育程度（大学・短大・高専）	92	204.4	64	198.4	28	217.9

注) 統計的な有意差はみられなかった。

表11 学歴別、世帯の平均年収

	母子世帯		母子のみ世帯		同居母子世帯	
	人数	平均値	人数	平均値	人数	平均値
初等教育程度	19	192.1	14	164.3	5	270.0
中等教育程度	137	263.9	81	195.7	55	366.4
高等教育程度（大学・短大・高専）	98	284.4	68	223.5	30	422.5

注) 統計的な有意差はみられなかった。

4 社会的階層差へのアプローチ

以上の検討から、第一に指摘しておかねばならないのは、母子世帯の母親ではK地域全体を上回る、実に9割以上の方が働いており、そのうち7割以上がフルタイムで働いていることであり、またその反面で安定的な雇用に恵まれず圧倒的に厳しい経済状況におかれている点である。「児童扶養手当」なども含めた世帯の総収入は、200万円未満が母子世帯全体の4割強を占めており、母子のみ世帯で6割近い結果となった。自由回答欄には、様々なアンケート調査に比べても数多くの、母親たちの切迫した生活状況を訴える記述が寄せられていた。年収200万円未満（月にして約16万円）で、子どもや場合によっては他の親族をも扶養せねばならない状況について、私たちは「貧困」という言葉を念頭にして事態に対応すべきである。

また、本稿では母親の学歴による経済状況の違いについて検討したが、統計的には有意な結果が見出せなかった。しかし、いくつかの点において、母子世帯の社会的階層差へのアプローチの必要性をうかがわせる結果も見られた。以下、それについて指摘する。

①同居する(母親の)親へのアプローチ

世帯構成別の世帯収入について見ると、母子のみ世帯よりも同居母子世帯において、相対的に収入が高いことがわかる。同居母子世帯の母親において、親等の親族と同居していることによって、経済的なものをはじめとする生活上の様々な支援を受けている人がいる状況がうかがえる。しかし、母親の学歴別に世帯収入の平均値を確認すると、同居母子世帯においても初等教育程度とそれ以上の学歴との間に世帯収入の差が見られる(表11)。サンプルの偏りを考慮するならば、同居母子世帯においても出身階層との間に世帯収入の差が見られるのかもしれない。

母親の学歴は、同居する親の出身階層——親の所得や仕事の安定度と相関があると考えられる。出身階層が高く相対的に安定度の高い仕事に従事してきた親であれば、親との同居によって様々な支援を受けることもできるであろうが、一方では親との同居が必ずしも母子世帯の安定度を高めるわけではない場合もあるだろう。

例えば同居母子世帯において、世帯収入に年

表12 学歴別、子ども1人あたりの教育費（1カ月あたり）（円）

	母子世帯全体		母子のみ世帯の子		同居母子世帯の子	
	度数	平均値	度数	平均値	度数	平均値
初等教育程度	16	4687.5	14	5357.1	2	0
中等教育程度	131	4847.3	96	5078.1	35	4214.3
高等教育程度（大学・短大・高専）	86	6918.6	61	6926.2	25	6900.0

注) 統計的な有意差はみられなかった。

表13 学歴と母親が考える子どもの中学卒業後の進路

	高等学校まで 進学させたい	短期大学または専門学 校まで進学させたい	大学まで 進学させたい	まだ考えていない	合計
初等教育程度	3 18.8%	1 6.3%	5 31.3%	7 43.8%	16 100.0%
中等教育程度	68 49.6%	25 18.2%	27 19.7%	17 12.4%	137 100.0%
高等教育程度 (大学・短大・高専)	26 28.9%	22 24.4%	34 37.8%	8 8.9%	90 100.0%
合計	97 39.9%	48 19.8%	66 27.2%	32 13.2%	243 100.0%

P<0.001

金・恩給が含まれているか否かと学歴との関係を見ると、年金・恩給を受けているのは初等教育程度で20.0%（1人）、中等教育程度で25.4%（15人）、高等教育程度で50.0%（15人）と、学歴が高い母親の世帯ほど、年金・恩給を受けている割合が高い（P=0.05）。

親と同居している世帯でも親の出身階層を背景に、母親と子の生活上の困難がより増幅される場合もあるだろう。母子世帯内部の社会的階層差について、母親の親の出身階層をも含めた分析が必要だと考えられる。

②日常生活世界への多面的なアプローチ

「母子世帯効果」なるものがあつたとして、それが母子世帯内部における出身階層による差を消し去ってしまうのかと言えば、そうではないと考えられる。

確かに、現在の困難な生活状況は、その生活上の選択肢を著しく狭めることになるだろう。

例えば、子ども1人あたりの教育費を見ると、母子世帯の母親の学歴階層別で（若干の違いは見られるものの）統計的に有意な差は見られなかった（表12）。それは、一般世帯に比べ著しく低い方向に偏った所得という、如何ともし難い現実が母子世帯を覆っているからと思われる。

しかし、子どもへの進学期待について見ると、学歴との相関が強く見られた（表13）。サンプルの偏りが考えられる今回の調査においても、母親の子どもの学歴達成への志向性には、母親の学歴による差が見られたのである。

このような結果は、母子世帯内部の差異を捉えるためには、所得の差異だけではなく、その世帯がおかれた文化的背景や世帯員の意味世界にアプローチすることの重要性を示唆している。母子世帯がおかれた被排除状況を捉えるためには、母子世帯を一枚岩的に捉えるのではなく、その生活世界の多様性（母親の出身階層を

含め) にアプローチすることを通して、内部の状況の違いを把握していく必要があると思われる。

注

- (1)本調査の分析及び報告書の執筆は、筆者及び以下のメンバーで行った(所属は2010年4月現在)。中村清二、内田龍史(部落解放・人権研究所)、西田芳正(大阪府立大学)、妻木進吾(大阪市立大学)。
- (2)「全国調査」の母子世帯の定義は、「父のいない児童(満20歳未満の子供であって、未婚の者)かその母によって養育されている世帯」、「JIL調査」では、「60歳未満の母親と20歳未満の子どものみで構成されている世帯」となっている。
- (3)雇用者と会社などの役員、計261人に一番主な仕事の「雇用形態(勤め先における呼称)」をたずねた結果である。
- (4)50万円未満は25万円、50~100万円未満は75万円、100~150万円未満は125万円といった具合に中央値によって数値化し、平均値を求めた。「1,500万円以上」は1,500万円としている。
- (5)子どもの教育費および進学期待のデータについては、小中学生をもつ母親から回答を得た。その際、母親が自分の子どもそれぞれについて回答してもらうようにした。例えば、中学生の子1人と小学生の子2人をもつ母親であれば、3人の子どものについて、それぞれにかける教育費の額、それぞれに対する進学期待について回答してもらった。したがって表7、8における人数は子どもの数を示している。
- (6)「ほとんどかけていない」は0円、5,000円未満は2,500

円、5,000~10,000円未満は7,500円といった具合に中央値によって数値化し、平均値を求めた。30,000円以上は30,000円としている。

- (7)2001年のJIL調査における母子世帯の学歴別構成は、中卒=13.1%、高卒=49.0%、専修・各種=13.2%、短大・高専=15.6%、大学・大学院=7.2%、その他=0.2%、無回答=1.5%であった。
- (8)生活保護については当該自治体による運用の状況や、回答者が回答を避ける可能性についても考慮する必要がある

参考文献

- 青木紀編著(2003)『現代日本の「見えない」貧困—生活保護受給母子世帯の現実』明石書店
- 岩田美香(2001)「離別母子家族と親族の援助—母親の学歴からみた階層性」『教育福祉研究』7
- (2004)「母子世帯の階層性—資源の制約と利用の視点から」『教育福祉研究』10-(1)
- A市・B市(2007)『A市・B市総合実態調査報告書(広域就労編)』
- 大阪府同和地区若年母子世帯実態調査実行委員会(1997)『大阪府同和地区若年母子世帯実態調査結果報告書』
- 日本労働研究機構(2003)『母子世帯の母への就業支援に関する研究』調査研究報告書156号
- 藤原千沙(2007)「母子世帯の階層分化—制度利用者の特徴からみた政策対象の明確化」『季刊家計経済研究』73
- 部落解放・人権研究所編(2005)『排除される若者たち—フリーターと不平等の再生産』解放出版社